

事業報告書

(自 令和5年9月1日 至 令和6年8月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 いその産婦人科

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人

☐ 出資額限度法人 ☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県南島原市西有家町須川1792番地

(3) 設立認可年月日 平成10年 3月12日

(4) 設立登記年月日 平成10年 3月25日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 いその産婦人科	長崎県南島原市西有家町 1792番地	一般病床12床

(2) 附帯業務 なし

(3) 収益業務 なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年10月23日 令和5年度決算の決定

令和6年 8月23日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

// 令和6年度の借入金額の最高限度額の決定

様式3－4

法人名	医療法人 いその産婦人科	※医療法人整理番号	
所在地	長崎県南島原市西有家町須川1792番地		

貸 借 対 照 表
(令和6年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	35,074	I 流 動 負 債	34,200
II 固 定 資 産	34,052	II 固 定 負 債	9,850
1 有 形 固 定 資 産	6,679	負 債 合 計	44,049
2 無 形 固 定 資 産	294	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	27,079	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	15,077
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	25,077
資 産 合 計	69,126	負 債 ・ 純 資 産 合 計	69,126

法人名	医療法人 いその産婦人科	※医療法人整理番号	
所在地	長崎県南島原市西有家町1792番地		

損 益 計 算 書
(自 令和 5年9月1日 至 令和6年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	109,800
2 事業費用	108,414
本来業務事業利益	1,386
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業利益	1,386
II 事業外収益	5,464
III 事業外費用	155
経常利益	6,695
IV 特別利益	90
V 特別損失	1,795
税引前当期純利益	4,990
法人税等	727
当期純利益	4,263

様式2

法人名 医療法人 いその産婦人科
所在地 長崎県南島原市西有家須川1792番地

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和6年8月31日現在)

1. 資 産 額 69,126 千円
2. 負 債 額 44,049 千円
3. 純 資 産 額 25,077 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	35,074
B 固 定 資 産	34,052
C 資 産 合 計 (A+B)	69,126
D 負 債 合 計	44,049
E 純 資 産 (C-D)	25,077

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。			
土 地	(□ 法人所有	■ 賃借	□部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(□ 法人所有	■ 賃借	□部分的に法人所有 (部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 いその産婦人科

理事長 磯野 潔 殿

私は、医療法人いその産婦人科の令和6会計年度（令和5年9月1日から令和6年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和6年10月23日

医療法人 いその産婦人科

監事 本田 博設

